

高齢者インフルエンザワクチン（インフルエンザHAワクチン）について

～予防接種に欠かせない情報です、必ずお読みください～

1. 病気の説明

季節性インフルエンザは、日本では通常初冬から春先にかけて毎年流行し、ほとんどが自然治癒する疾患ですが、肺炎、気管支炎のほか、脳症、ライ症候群、心筋炎、中耳炎等の合併症を併発して、重症になったり生命に危険が及ぶ場合があります。

2. 接種について

インフルエンザHAワクチンを使用し、1回0.5mlを皮下に注射します。接種対象者は65歳以上の方、および心臓、腎臓、呼吸器、ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能障害を有する60から64歳の方です。接種は本人の希望により行われ、万が一副作用が生じた際には、予防接種法に基づいて救済が行われます。

接種費用 自己負担額 2,500円

3. ワクチンの効果と副反応について

インフルエンザは、ワクチン接種を行うと、インフルエンザに罹患しにくくなる、あるいは罹患しても症状の重症化を抑えることができ、合併症を併発したり死亡する危険性が抑えられます。インフルエンザワクチンは、インフルエンザウイルスの感染やインフルエンザの発症そのものを完全に防げませんが、重症化や合併症の発生を予防する効果は証明されており、**重症化予防を主目的とするワクチン**であることをご理解ください。

ワクチン添付文書によると、副反応は、局所症状として、発赤、腫脹、硬結、熱感、疼痛、しびれ、全身症状として、発熱、悪寒、頭痛、倦怠感、一過性の意識消失、めまい、リンパ節腫脹、嘔吐・嘔気、腹痛、下痢、関節痛、筋肉痛等がありますが通常2～3日中に消失します。過敏症として、まれに発疹、じんましん、湿疹、紅斑、搔痒感があります。

重大な副反応として、非常にまれですが、次のような副反応が報告されています。

- ショック、アナフィラキシー様症状（じんましん、呼吸困難、血管浮腫等）
- 急性散在性脳脊髄炎（ADEM）：発熱、頭痛、けいれん、運動障害、意識障害等
- ギランバレー症候群（四肢遠位から始まる弛緩性マヒ、腱反射の減弱ないし消失
- けいれん（熱性けいれんを含む）
- 肝機能障害、黄疸（AST、ALT等の上昇を伴う肝機能障害、黄疸）
- 喘息発作、○血小板減少性紫斑病、血小板減少、○アレルギー性紫斑病
- 間質性肺炎、○脳炎、脳症、脊髄炎

4. 予防接種を受けることができない方

- ①明らかな発熱（通常37.5℃以上をいいます）を呈している方
- ②重篤な急性疾患にかかっていることが明らかな方
- ③本剤の成分によってアナフィラキシーを呈したことがあることが明らかな方
- ④インフルエンザの予防接種で、接種後2日以内に発熱のみられた者及び全身性発疹等のアレルギーを疑う症状を呈したことがある方
- ⑤その他、医師が接種は不適切な状態と判断した場合

5. 接種の判断を行うに際し、注意を要する方（医師との相談が必要な方）

- ①心臓血管系疾患、腎臓疾患、肝臓疾患、血液疾患、発育障害等の基礎疾患を有する方
- ②過去にけいれんの既往のある方
- ③過去に免疫不全の診断がなされている方、及び近親者に先天性免疫不全症の方がいる方
- ④間質性肺炎、気管支喘息等の呼吸器系疾患を有する方
- ⑤本剤の成分または鶏卵、鶏肉、その他鶏由来のものに対してアレルギーを呈するおそれのある方

6. 他のワクチンとの接種間隔

生ワクチンの接種を受けた方は、通常、27 日以上、また他の不活化ワクチンの接種を受けた方は、通常、6 日以上の間隔をおいて本ワクチンを接種して下さい。ただし、医師が必要と認めた場合には、同時に接種することが出来ます。

7. 予防接種を受けた後の一般的注意事項

- ①接種部位を清潔に保ちましょう。入浴は差し支えありませんが、接種部位をこすることはやめましょう。
- ②当日は激しい運動は避けて下さい。
- ③接種後、接種部位の異常な反応や体調の変化があった場合は速やかに医師の診察を受けましょう。

8. 予防接種による健康被害救済制度について

- 定期の予防接種によって引き起こされた副反応により、医療機関で治療が必要になった場合、生活に支障が出るような障害を残すなどの健康被害が生じた場合には、予防接種法に基づく給付を受けることが出来ます。
 - 健康被害の程度に応じて、医療費、医療手当、障害時養育年金、障害年金、死亡一時金、葬祭料の区分があり、法律で定められて金額が支給されます。死亡一時金、葬祭料以外については、治療が終了する、または障害が治癒する期間まで支給されます。
 - 健康被害が予防接種によって引き起こされたものか、別の要因（予防接種をする前あるいは後に紛れ込んだ感染症あるいは別の原因等）によるものなのかの因果関係を、予防接種・感染症医療・法律等、各分野の専門家からなる国の審査会にて審議し、予防接種によるものと認定された場合に給付を受けることが出来ます。
 - 予防接種法に基づく定期の予防接種として定められた期間を外れて接種を希望する場合、予防接種法に基づかない接種（任意接種）として取り扱われます。その接種で健康被害を受けた場合は、独立行政法人医薬品医療総合機構法に基づく救済を受けることとなりますが、予防接種法と比べて救済の対象、額等が異なります。
- ※給付申請の必要が生じた場合には、診察した医師、保健所、福生市保健センターへご相談ください。

注：高齢者インフルエンザ予防接種による健康被害の請求には期限がありますのでご注意ください。

1. 医療費及び医療手当の請求の期限は、対象となる費用の支払いがおこなわれた時から5年とする。
2. 遺族年金及び遺族一時金の請求の期限は5年。ただし、予防接種を受けたことにより死亡した者が当該予防接種を受けたことによる疾病又は障害について、医療費、医療手当又は障害年金の支給の決定があった場合には、その死亡の時から2年とする。